利用者情報ワーキンググループ 第２次報告書（案）の概要

利用者情報に係る外部送信規律の遵守に係る方策について

資料12-3

検討の背景

- 2025年9月に「スマートフォン・プラバシー・セキュリティ・イニシアティブ（SPSI）」を改訂した際、ウェブサイトやアプリによる利用者情報の外部送信についてもSPSIの対象にするべきではないかという点が今後の課題となり、2025年12月から2026年７月まで議論・検討。
- ウェブサイト及びアプリにおける外部送信規律※（電気通信事業法第27条の12）の遵守状況を調査した結果、アプリによるサービス提供が無いウェブサイトの遵守率が43.2%であり、ウェブサイトにおける外部送信規律の遵守確保が要されていることが判明。

※利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する電気通信事業者等は、利用者情報を利用者端末から外部送信する場合に、送信する情報、送信先、利用目的について、通知または公表（原則）、同意取得、オプトアウト手段の提供が要される。

検討の視点、前提

- 利用者は外部送信の仕組みを十分に理解していないと考えられ、利用者の意識を検討の前提とするのではなく、利用者の理解をゴールとして、利用者情報の外部送信に係る対応が行われることが適当。
- 外部送信の技術動向（サードパーティCookieに代わるトラッキング手法、AIの活用等）、海外動向（米国のオプトアプト措置の強化、EUのCookie同意規制の見直し等）も踏まえながら、外部送信規律の遵守方策やベストプラクティスについて検討。

目指すべき方向性

- **外部送信規律の対象となるウェブサイト等における法令遵守を求めた上で、より望ましい対応についてベストプラクティスとして実践。**
- **SPSIとは別立てとして、法令遵守事項及びベストプラクティスを分かりやすく解説した「手引き」を策定し、**対象事業者に対応を促すとともに、規律対象外のウェブサイト等についても自主的な対応を求め、利用者情報の取扱いの透明性を高める。

具体的な方策、今後の検討課題

①法令遵守、ベストプラクティス実践の「手引き」の策定

【法令遵守の確保】
- **「雛形」の提示**
 （外部送信する利用者情報、利用目的、送信先の通知、公表）
- **遵守状況の定期調査・公表**
- 業界団体等との連携

【ベストプラクティスの実践】
- **利用者関与機会の提供(同意取得、オプトアウト(推奨))**
- **「雛形」の提示**
- **外部送信規律が適用されないウェブサイト等による取組**
- 外部サービス提供者（サードパーティ事業者）との連携

②利用者啓発

ウェブサイト等における利用者情報の収集や行動ターゲティング広告のメカニズム、情報管理方法等について、周知啓発
（動画等による分かりやすい形式）

- 関連団体との連携
- 利用者の意識調査、効果測定を必要に応じて実施

③今後の検討課題

・当面は、「手引き」の周知による法令遵守、ベストプラクティスの実践に速やかに取り組む。

・**中長期的な課題**として、
①外部送信規律の適用対象の見直し
②利用者関与機会の強化
③今後の技術革新を踏まえた検討